



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年10月25日火曜日 第2819号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則..... (市町振興課) ... 855

告 示

公共測量の実施の通知（2件）..... (道路維持課) ... 856

落札者等の告示（2件）..... (会計課) ... 856

指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ... 856

指定居宅介護支援事業者の指定..... (") ... 856

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... (東予地方局農村整備課) ... 857

道路の区域変更（県道久米垣生線）..... (中予地方局管理課) ... 857

道路の供用開始（県道久米垣生線）..... (") ... 857

道路の区域変更（県道河中平井停車場線）..... (") ... 857

道路の供用開始（ " ）..... (") ... 858

道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 858

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第39号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第6条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>ク <u>外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の規定による特定医療費の支給に関する情報</u></p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務</u> 第1号に掲げる情報</p> <p>(6) 省略</p>	<p>（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第6条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>ア～キ 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1171号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ修正 地図情報レベル2500、写真地図画像作成 地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 平成28年9月24日から
平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 重信川流域

○愛媛県告示第1172号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年10月20日から
平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 東温市全域

○愛媛県告示第1173号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
モニタリング車 1台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年9月21日	富士電機株式会社四国支社 香川県高松市番町一丁目6番8号	47,520,000円	一般競争入札	平成28年8月9日

○愛媛県告示第1174号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
NCプラズマ切断機 一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成28年10月14日	四国溶材株式会社 愛媛県今治市宅間甲360番地	33,372,000円	一般競争入札	平成28年9月2日

○愛媛県告示第1175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成28年10月25日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社ケアサポートみずき	ケアサポートみずき	愛媛県今治市蒼社町一丁目3番48号	平成28年9月14日	訪問介護

○愛媛県告示第1176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成28年10月25日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社カインドハウス	指定居宅介護支援事業所 カインドハウス	愛媛県今治市南鳥生町二丁目3番43号	平成28年9月12日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1177号

西条市禎瑞土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年10月25日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 西条市禎瑞土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 西条市禎瑞土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成28年10月26日から11月25日まで
- 3 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目1350番1から 同市古川南三丁目1342番6地先まで	旧	メートル -	キロメートル -	
			新	4.0	0.042	

○愛媛県告示第1179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市古川南三丁目849番1地先から 同市古川南三丁目1220番4地先まで	平成28年10月25日
"	"	松山市古川南三丁目1350番1から 同市古川南三丁目1342番6地先まで	"

○愛媛県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2826番4から 同町甲2824番4まで	旧	メートル 5.4～7.3	キロメートル 0.022	
			新	7.3～9.9	0.022	

○愛媛県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河中平井停車場線	松山市北梅本町甲2826番4から 同町甲2824番4まで	平成28年10月25日

○愛媛県告示第1182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年10月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂4261番1から 同町山鳥坂4258番まで	平成28年10月25日